

# 子ども・子育て会議（第32回）

## 議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

# 子ども・子育て会議（第32回）

## 議 事 次 第

日 時 平成29年11月7日（火）10:00～12:00

場 所 中央合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室

### 1．開 会

### 2．議 事

（1）公定価格の仕組みについて

（2）その他

### 3．閉 会

無藤会長 それでは、定刻となりましたので、第32回「子ども・子育て会議」を開始いたします。

お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、松山内閣府特命担当大臣に御出席いただける予定と伺ってございますが、公務のためおくれたの御出席ということでございます。おいでになりましたら、タイミングを見て御挨拶をお願いする予定でございます。

それでは、本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

西川参事官 委員の出欠について御報告申し上げます。

佐藤委員、高木委員、武藤委員におかれては、所用により御欠席です。

また、王寺委員、尾崎委員、蜂谷委員、東出委員、安永委員、廣島委員におかれては、所用により御欠席ですが、代理の方に御出席いただいております。

また、今村委員におかれては、おくれるという御報告をいただいておりますので、本日は定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

無藤会長 ありがとうございます。

資料につきましては、議事次第に記載のとおり、資料1から参考資料までお配りしてございますので、漏れなどがあれば、事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず初めに、子ども・子育て会議基準検討部会委員の専任についてでございます。基準検討部会の委員につきましては、子ども・子育て会議令第4条第2項によりまして、「部会に属するべき委員及び専門委員は、会長が指名する」とされてございます。そこで、お手元の資料1に名簿がありますが、そのとおりに御指名させていただきましたので、御報告申し上げます。

また、第4条第5項により、「部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とされてございます。私といたしましては、親会議と同様に大日向雅美委員を指名させていただければと存じます。ぜひよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

それでは、次に、本日の議題に入らせていただきます。

本日の予定でございますけれども、「公定価格の仕組みについて」、「その他」ということで、地方分権にかかわるもの、財政制度等審議会の資料、平成30年度における私立幼稚園の移行状況等がございます。

それらについて一括して事務局から御説明を受けまして、その後に御議論、御質問を受けたいと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

西川参事官 早速ですが、資料2をごらんください。

「公定価格の仕組みについて」ということで、1ページ目でございます。

「平成29年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査について」ということで、前回9月のこの会議におきまして、昨年度行いましたプレ調査の結果につきまして御紹介いたしましたけれども、今年度、公式な政府統計調査として経営実態調査を実施してある最中でありまして、近く結果を取りまとめて、この会議においてお示しし、公表する予定でございます。

本日は、この調査自体の内容、調査結果は近く公表するといたしまして、本日は調査そのものの内容につきまして、まず、簡単に御紹介いたしたいと思います。

「1.背景・目的」でございますけれども、点線の囲みにありますとおり、28年6月の閣議決定のとおり、適切な公定価格の設定等に資するよう、保育所等に対する経営実態調査を行うということが目的でございます。

それから、調査対象でございますけれども、全国4万余りの幼稚園・保育所等の中から抽出いたしまして、2万1,000余りの施設に対して調査票をお送りいたしております。そして、調査の時点につきましては、昨年度決算ベースにいたしまして、この夏・秋にかけて集計をしている最中でございます。

それから、調査の内容といたしましては、        番、        番、        番ということで、特に        番の収入・支出の状況、職員の給与につきまして調査をいたしてございます。

にありますとおり、昨年行ったプレ調査の回答率が低かったということもございまして、今回は回答者の事務負担にも考慮して極力簡素に行いまして、回答率を上げられるように工夫をいたしたものでございます。

それから、2ページ目でございますけれども、一応確認といたしまして、今回の調査のスケジュールといいますか、位置づけとしては、27年度に御案内のとおり新制度がスタートいたしまして、制度施行の2年後である28年度の決算、あるいは28年度の職員給与・配置につきまして集計をして、取りまとめているということでございます。

それから、次のページでございます。ちょっと細かな資料になってございますが、実際に園に送付している調査票をイメージしたものでございまして、収入と支出のそれぞれの算定に当たりましては、教育・保育の本体に着目して、本体である事業活動収入、サービス活動といったところの収入と支出の差額を比較する。一番左が収入の項目、右の3つが支出のところ、それぞれ社会福祉法人、学校法人、企業、会計原則が少しずつ異なっておりますので、基本的にはそういった特徴を踏まえたような形で調査票を作成いたしております。

それから、4ページ目でございますけれども、今度はそれぞれの施設で働いていらっしゃる職員の給与、職員配置の状況であります。

給与の例ということで左下に表がございまして、施設長、主任保育士、保育士ということで、保育所の例でございますけれども、29年3月のお給料、これは基本給と手当を加えた額、それから、右のほうで28年度決算期の賞与（ボーナス）・一時金の欄を分けて数字を書きいただくということです。

それから、右のほうで職員配置ということで、公定価格、予算積算上の数字、実際の配置がわかるように数字を書き添えていただくということでございます。

ちなみに、黒く塗っているところにつきましては、 にありますとおり、我々のほうでわかります数字なので、各施設のほうで埋めていただかなくても行政のほうで一括して取りまとめるということでございます。

ちなみに、特に左の給与のほうにつきましては、先ほど申しましたように、月額給与と手当、賞与・一時金を調査して、調査結果の中では月額給与とボーナスの12分の1という形で集計をいたして、きちんと財源が基本給や手当などの月給に充てられるかどうかを調査するという趣旨でございます。

次の5ページでございます。ここからは、先ほどまでの調査の中身というよりも公定価格の仕組みにつきまして、改めて確認と申しますか、復習をさせていただきたいと思っております。

基本分単価と加算という二重構造になっているということで、1号から3号ごとの子供の区分、施設の定員の数、子供の年齢、地域区分といったところを勘案した上で、人件費、事業費、管理費などがどの程度必要なのかということを含んでいるということでございます。

基本分単価については、幼稚園は1号単価、保育所は2号・3号の単価、認定こども園は1号と2・3号を分けて計算したものを合算しているということで、特に認定こども園の場合は、このように1号、2号、3号を組み合わせるといふ点に特徴があります。

それから、ここ数年、随分と加算をつけている処遇改善、右箱のところではいろいろな加算があるわけですが、特に処遇改善につきまして、3番目の で書いております処遇改善加算 というものがございまして、これは職員の勤続年数、各園ごとの賃金改善の取り組みということを見て、加算を実際につけるかどうか判断しているということで、賃金改善の取り組みといふところの実際の要件の判定に当たっては、職員の給与が基本的に平成24年度を基準年にしながら5%以上改善されているかどうかということが要件となっているといふか、担保されているといふことで加算がつけられております。

それから、6ページでございますけれども、加算につきましては幾つかの種類がございまして、それを一覧にしたものがこの6ページの表でございます。

7ページでございますけれども、公定価格は、先ほどいろいろな観点から区分がされているわけですが、園の定員別、園の定員の大小によって公定価格が異なるということでございます。具体的には、このイメージのとおり、園の経費の中には固定費と変動費があるだろうといふことで、そういった経費の構造を考慮してこのような基本分の単価が設定される絵柄になっております。

それから、8ページのほうですけれども、今度は公定価格の基本分単価の費用の中身でございます。

左のほうを見ていただきますと、3歳から5歳に相当する1号に関しては、人件費、管

理費、事業費ということで、特に人件費のところは保育園・幼稚園の場合は7割ぐらいの相当高い割合を占めるわけですが、この人件費、管理費ということで、管理費の中にも例えば業務委託費というものも入っておりますから、一部ここに委託先の人件費が含まれることもあると思いますけれども、管理費、事業費、そういうような内訳でございます。

2号・3号もそれに準じたような、似たような仕組みの費用構造になっているということでございます。

それから、9ページでございますけれども、今度は費用ではなくて財源の構造としてどういう構造になっているかといいますと、公費負担、利用者負担、実費徴収、上乘せ徴収、そういうような財源の構造になっております。

10ページが利用者負担、保育料の国の精算基準ということであります。

駆け足で御説明いたしました、次に資料3をごらんいただきまして、「平成29年度地方分権に関する提案募集について」ということで、政府部内に地方分権改革有識者会議がございまして、その有識者の皆様方と各省庁の間で調整、議論を行って進めていくという形式でございますけれども、子ども・子育て制度につきましても、この有識者会議の中で幾つか議論が行われておりますので、子ども・子育て会議の場におきまして、今回このタイミングで御意見を伺っておく必要があると考えました項目につきまして資料を提出いたしております。

一つ一つ全て説明すると大変ですので、幾つか御紹介させていただきますと、3ページをごらんいただきまして、これは、幼稚園や保育所、認定こども園の定員を変更する、定員の数を100人から110人にしたり、100人から90人にしたり、いろいろ定員を変更する場面があるかと思いますが、「制度の現状」の箱にありますとおり、定員を増加させる場合には市町村協議、園と市町村の間で協議をしていただくという制度になっておりますけれども、逆に定員を減らす場合には、協議ではなくて届け出という制度の現状になってございます。

下の箱にありますとおり、減少させる場合について市町村が関与ができないのは問題ではないかということで、届け出ではなくて協議にするべきではないか、そんなような議論がなされております。

それから、最後に5ページのところで放課後児童支援員につきまして、2人以上配置する、あるいは、研修を修了する等々の要件が「従うべき基準」ということで国の基準で規制されておりますけれども、これをもう少し弾力化して、いわゆる参酌標準ということで地方の裁量がきくような形に変えるべきではないか、そのような御提案がなされております。

続きまして、資料4をごらんいただきまして、財務省の財政制度審議会のほうから、ここの5月にも御提言がありまして、前回子ども・子育て会議のほうでも御紹介させていただきましたが、5月に続きまして先月10月25日にも御提言がございましたので、御紹

介をさせていただきます。

2ページをごらんいただきまして、「保育の受け皿拡大について」ということでございます。

子ども・子育て安心プランということで、上のところで30年度から34年度ということになってございますけれども、これは御案内のとおり、前倒しということで32年度末までに32万人を整備していこうということになってございます。

それから、事業主拠出金ということで3ページでございますけれども、これに関しましては、前回の会議で、事業主拠出金による企業主導型保育事業を実施している各事業者に対する公費の入金がおくれているのではないかという旨の御指摘がございましたけれども、この点につきましては改善されていることをこの場をかりて御報告させていただきます。

これにつきましては、左下のところでございます、「企業主導型保育事業拡大量の推移」ということで、昨年度の制度発足時点では、点々と線がありますとおり、5万人を目標に整備していこうという目標でございました。その後、8月にその目標も上乘せをし、そして、実際に二次募集をした結果、29年度中に7万人の整備ができる見込みになっているということでございます。この点が上の緑の箱のところの2行目あたりにも書かれておりまして、制度創設以降、企業からの申請は増加傾向にあり、来年度以降もまたさらに必要ではないかというような御提言になっておりますけれども、足元では既に7万人に到達している状況だということでございます。

それから、次の4ページでございます。

このピンクとか青のグラフは、前回のプレ調査の結果を表になされているもの、9月の子ども・子育て会議で御紹介したプレ調査のものでございます。

冒頭に申し上げましたとおり、28年度決算を対象とした政府の正式な統計調査につきましては、近くこの会議の場でも公表できるように、現在集計作業中でございますけれども、この数字をとらまえまして、審議会の資料の中ではきちんと公定価格の全体を適正化する必要があるのではないかと、そのような御提言をいただいております。

次のページ以降は児童手当に関するものでございますので、説明は省略させていただきます。

資料5につきましては、机上に資料を配付することをもって、御紹介につきましては省略させていただきます。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明についての御意見、御質問を伺いたいところでございますけれども、その前に、前回の会議でございますけれども、司会の不手際で大分時間が延びてしまいました。そこで、今回は、前回も申し上げましたけれども、お一人2分という御発言時間をお守りいただきたいと思います。今回は正確にはかっているわけでもありませんけれども、5分以上の方もいたような記憶がございます。

そこで、2分程度をめどですけれども、事務局よりメモを差し入れますので、そこで発言を切っていただきたいということでございます。もちろんいろいろおっしゃりたいことや資料提供等がありますでしょうけれども、それは、例えばペーパーで別にお出しいただくとか、そういう形でぜひ補いをお願いしたいと思いますので、議事進行への御協力をお願いいたします。

それでは、委員の方の御発言でございますけれども、早目に退出される方がいらっしゃると伺っておりますので、まずはお二人の委員に先に御発言があればお願いしたいと思うのですけれども、太田委員、ございますでしょうか。

太田委員 委員の太田でございます。よろしくをお願いいたします。

私は保護者の立場から、本日は大きく分けて2点、御提案差し上げたいと思います。

まず、1点目は、母親を中心とした労働者側、保護者側からの保育事業への支援の拡充についてです。

御存じのとおり、女性の就業率8割に耐えうるための保育の受け皿拡充のための論点です。保育事業を充実させるため、保育体制の受け皿の充実化、企業主導保育型の促進などには大変感謝しております。本日は、その背景として、母親を初めとした保護者側の視点の現状も認識していただきたく、情報をこの場でも共有差し上げたいと思います。

現在、労働者側の家事・育児と言われるケアワークは無償労働です。このケアワークという現状は、9割以上を女性が担っており、同時に男性の育休取得時期については、促進が進んでいるものの、男性の育児休暇の取得は出生時期が54%と最も多く、取得期間についても1日から5日という短期間が48%という形になっております。

つまり、何が言いたいかと申しますと、待機児童が一番集中する時期と母親に育児が集中している時期が重なっており、このままではワンオペ育児というのがますます加速すると思っております。

そこで、働く保護者にとっては、保育サービスの拡充のみならず、保護者どちらか一方に偏った保育の考え方の是正、あらゆる人や社会が保育の在り方に柔軟な考え方を持てる社会にも期待しております。

そして、2点目です。現在、幼児教育・保育の無償化の話が出ております。この社会問題に取り組む姿勢を出していただくことで子供たちならびに働く保護者側にとっても心理的な安心をもたらす効果があると考えます。

一方で、無償の対象が認可外保育は対象外という動きも出てると一部伺いました。未だ明らかになっていない部分も多くあるとは存じますが、認可外保育所、例えば企業主導型保育所が対象外になるということではいろいろな懸念がもたらされると思っております。いまだ未確定の部分はあると思いますが、ぜひ格差を生むことがなきよう働きかけていただけるようお願い申し上げます。

以上となります。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。



では、柏女委員、ございますでしょうか。

柏女委員 御配慮いただきましてありがとうございます。淑徳大学の柏女です。私のほうは意見書を出しておりますので、ポイントのみ簡潔に申し上げたいと思います。

1ページから2ページのところに書いてございますが、大きく2点ございます。

1つは、障害児の地域社会への参加・包容の推進を子ども・子育て支援計画にしっかり盛り込むように各自治体に促していくことが必要ではないかということです。現在、ちょうど計画の中間見直しが佳境に入っておりますし、また、障害児福祉計画の策定に向けた検討も同時に進められております。

障害児福祉計画の策定に向けた検討では、障害児への固有のサービスについてはかなり数値目標なども定められているのですが、特定教育・保育施設や放課後児童クラブにどのくらいの事業規模があるのかといったようなことについては、ほとんど検討がなされておられません。政府の指針では、調査をした上で定量的な目標を設定するよということを言っていますが、なかなかそれが行われておりません。

私が参画している自治体でそうした調査を行っておりますけれども、そうしますと、現在は障害児の通所支援に通っている子供で、新たに特定教育・保育施設や放課後児童クラブを利用希望したい、あるいは医療的ケア児の通所希望などが複数出ております。そういう意味では、ぜひそうした調査等を行うように自治体に支援していくことが必要ではないかと思ひます。

2点目は、放課後児童クラブ設備・運営基準における「従うべき基準」の廃止を危惧するという点です。

これまでずっと10年間にわたって放課後児童クラブの基準づくりに携わってきました。今回の基準の根拠等については、放課後児童クラブ運営指針の中に細かく記載しておりますし、また、解説書の中にも触れております。そうしたことをぜひ反映させていただきたいと思ひます。

現在、認定資格研修の真っ最中、全国で行われております。私も講師で伺ったり、あるいは、その講師になる方の研修も実施したりしておりますが、現場ではこの運営指針を歓迎し、そして、厳しい環境の中で子供たちのためにやっというやる気がみなぎっております。子供たちのためにも、そんな中で現場に水を差すということがあってはならないというふうにお思ひますので、慎重な検討を願っております。

以上でございます。ありがとうございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、これから先、いつものように挙手をいただきながら順番にということ。

秋田委員のほうからございますか。お願いいたします。

秋田委員 東京大学の秋田でございます。

3点申し上げたいと思ひます。

第1点目、公定価格の仕組みにつきまして経営実態調査をしていただいたことは、子ど

も・子育て支援新制度の評価として大変意義があることだと考えております。

5 ページ目を見ますと、9 割超の事業者が加算を届け出て改善がなされてきているということがわかります。こういうことが保育者の処遇を改善していくという意味で今後も継続されるべきところだろうと思います。今回の結果を見ますと黒字になっているというような全体としての実態があるのだと思うのですけれども、ぜひこの形のままの公定価格、質の確保・向上という点で引き続きお願いできればありがたいと思うのが1 点目です。

2 点目に関しまして、地方分権に関する提案募集についてです。さまざまなものが自治体の工夫で出ておまして、保育料の徴収権限の強化等、やはり自治体が実際にやってこられて必要と思うものが出てきているという意味では大変すばらしいと思うのです。だが、先ほど柏女委員からも出ましたが、最後の6 ページ目の放課後児童支援員の「従うべき基準」の廃止及び、または参酌基準化というのは、実際には、いわゆる放課後児童クラブの質の規制を外すということです、要するに一定の最低限の基準を緩めていくという方向を意味しております。今、発達の切れ目ない連続性ということが保・幼の中だけではなく、小学校以降にも質の確保・向上が重視されている中で、実情はわかりますけれども、しかし、こういう形で「従うべき基準」を廃止したり、参酌基準化することには懸念を表明します。ぜひこの最低の基準は外すことなく、あるいは最低限、時限を明確につけて、対象の自治体も区切るなどをしないと、大変危ない、いわゆる質の最低基準を外していくことになるのではないかと考えます。

それから、第3 点目でございますけれども、先ほども幼児教育無償化の議論が、あります。今日は資料の御説明はありませんでしたが、保育料負担等が資料5 に出ております。この子ども・子育て会議の理念は、全ての子供に、施設類型にかかわらず、同じような質の高い保育をというものが、この子ども・子育て会議のさまざまな団体や分野から来た人たちが共通に願っているところだったはずでありますので、そのあたり、先ほどありました認可外保育所の問題等、事業所の企業主導型保育などの子供たちにつきましても、ある一定の配慮がいただけるとよいのではないかと思います。

もう一点、幼児教育を無償にするということは、質の高い幼児教育を確かにやっているという保障があるということが大事であります。現在のところでは、小規模保育や企業主導型で全員が保育士ではないところというのがあるわけです。そういうところについて、そのままそういうことが進んでよかるはずはなく、やはり幼児教育というものを最低限規定するのはどういう質のものをもって幼児教育と呼ぶのかということについて明確にした上で御議論いただきたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

奥山委員、お願いします。

奥山委員 1 つは、公定価格の仕組みについての調査がこれからまた進んでいくということで、次回、これからまた資料が出てくるのだろうと思っております。評価をしていく

意味で公定価格の内容がしっかりと調査を踏まえて検討されていくということは非常に重要なことだというふうに感じております。

一方では、まだまだ新制度が始まって2年、3年という短い期間です。そういった中で、まだ過渡期であることも含めて、しっかり実態調査というものを分析していくというところが重要になってくるのではないかと考えております。

また、地方の分権に関する提案募集のことなのですが、こちらでも1ページのところに認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化というのがありますが、実は小規模保育等においてもなかなかお支払いをしていただけない保護者の部分については、事業者のほうがかかなり細かくやるのですが、徴収できない方というのはそれなりに課題を抱えている家庭で、こういったところは行政にも働きかけるのですが、実態としては事業者のほう負担をしているケースもあるというふうに聞いておりますので、こういったことも細々見ていく必要があるのではないかと考えております。

また、3点目としまして、私、地域子育て支援のほうを担当している者ですけれども、こういった公定価格等を踏まえて、教育・保育の部分というのが着実に推進される中で、保育を選ぶ方々、一方では送り迎えを含めてファミリーサポートセンター事業ですとか、今、太田委員からもありましたけれども、多様な保育のニーズということ言えば、在宅から一步パート就労へ進みたいとか在宅ワークをしたい、そういった方々にも使えるような保育サービスといったものの拡充、一時預かり保育も含めてですけれども、そういったこともあわせて実態調査なりをして評価をしていっていただきたいと考えております。

最後に、無償化のことですけれども、新聞報道等ではありますが、私もちょっと心配なところがあります。全ての子供を対象にするということであれば、在宅家庭も含めてサポート、使える資源、サービス、そういったこともあわせて検討いただければというふうに考えております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、小塩委員、お願いします。

小塩委員 私は、次回欠席させていただき、残念ながら経営実態調査の結果を拝見することができないので、それに関して事前にコメントをさせていただきます。

まず、1点目ですが、発表に当たってやはり一番注目されるのは収支差率だと思うのです。ただ、先ほども御説明がありましたように、各施設によって会計原則が異なりますので、単純に数字を比較することは保育サービスの中でも慎重にしないといけないと思います。特に減価償却の処理の仕方等も違いますので、数字については慎重に評価していただきたいと思います。これが1つ目です。

2つ目は、きょうは財政審の資料をいろいろ紹介していただきましたが、私は、特に収支状況について、産業間で単純に収益率を比較するのは難しいと思います。ただ、財政審の指摘で、これはやっていいのではないかなと思った点が1つあります。それは、私たち

保護者の立場から言えることなのですが、保育士の処遇改善加算が適切に人件費に反映されているか、これはチェックしておくべき重要なことだろうと思います。

最後に3点目ですが、私は経済学の立場からこの問題についていろいろ考えているところですが、保育サービスが保護者あるいは子供たちのニーズに適切に対応できているのかというアウトカムに対する評価も同時に必要ではないかと思います。医療や介護と違ってエビデンスを集めることは難しいのですが、保育サービスのアウトカムがどうなっているかというのも別途調査していただく必要があると思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

加藤委員、お願いします。

加藤委員 全幼研の加藤でございます。

1つは、32年のリスタートに向かって新制度の見直しのために予算と課題を整理し、検討をスタートしなければならない時期がもう近づいてきています。どうぞ、この子ども会議のロードマップをぜひお示しいただいて、全体の計画を見ながら、今、何をすべきなのかということを考えていきたいというふうに思っております。

2番目です。新制度における幼児教育の質の向上のために、よい保育やシステムが構築されているのかという好事例を収集していただいて、御紹介していただきたいのです。最低基準を決めるということももちろん大事ですが、目指すべき方向はどこにあるのか、よい子供たちはどうすれば育っていくのかということについての収集や紹介をぜひお願いしたいと思います。

3点目は、都道府県のプレゼンスがまだ十分に発揮されておられません。大都市圏においては広域の調整が非常に大事で、市区町村のいろいろな取り組みが、ばらばらになっています。書類もそうですし、市区町村でそれぞれ固有につくられています。大都市圏では市区町村を移動しながら私立幼稚園に子供が通っています。そういった中で都道府県が市区町村にかかわるプレゼンスをぜひ発揮できるような仕組みづくりを、これもお願いしたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、駒崎委員、お願いします。

駒崎委員 駒崎です。

きょうは、保育政策がおかしくないですかということをおし上げに来ました。

まず、秋田委員の御意見であったように、全ての子供たちに保育・幼児教育をという形で、この子ども・子育て会議でもやってきたと思っております。しかし、今、全ての子供たちが保育園に入っているのかということだと思っております。待機児童というのは、子供がちょこんと待っているイメージですが、これは官製の失業です。自治体は保育を提供する義務があるにもかかわらず、それができていないがゆえに、何の罪もない人たち

が保育園に入れられないという状況になっているわけですね。それにもかかわらず、保育・幼児教育の無償化ということをした場合どうなるかといったら、よりニーズが出てきて、より入れない子たちがあふれるに決まっているわけです。なので、優先順位が全く違うのではないかというふうに思うわけです。まず、全ての子供たちがきちんと入れて、その上で幼児教育の無償化をしていくというのが順序にもかかわらず、政府は一体何を考えているのだというふうに思います。

さらに、ここに保育の受け皿拡大についてというシートがあります。32万人を前倒しにするというふうに言っています。では、質問です。32万人で本当にニーズが解消されるのですか。野村総研の調査では、2020年度時点で保育サービスを必要とする児童数は377.8万人です。一方で2018年度において保育の受け皿は、ここに書いてあるように、今、2017年度において284万人ですね。300万人にいくかもしれません。そうすると、差分は88万人なのでですね。この32万人というのは、何かゴールのようにおっしゃっていますが、本当にこれで解消されるのですかね。その調査というのは、厚労省で、あるいは内閣府でされていますか。そうではないにもかかわらず、保育の無償化をするということが一体何をもたらすかというのは火を見るよりも明らかなのではないのでしょうか。まさに量をきちんとつくっていかなくてはいけないということを再度声を荒らげて申したいと思います。

そのように、保育の量をきちんと確保して、今、まさに困っている子供たち、親子を助けようと言っているにもかかわらず、財務省が財政審で、保育所はもうかっているから公定価格を削れというような提言をされています。これに関して大変大きな憤りを覚えました。彼らはこう言っているのです。保育事業者の利益率は全産業平均よりも高目のため、財務省は一部補助をやめても事業者の経営に大きな支障は出ないと判断した。人件費補助はこれまでどおり続け、施設運営費の補助を削減する。つまり、新規の保育所開園のために保育所の補助金を削ろうと言っているわけですね。保育所の補助金を削って、保育所をふやそうという提案なわけですね。意味がわかりますか。保育所の補助金を削って、保育所をふやす。全く意味がわからないわけなのですけれども、それを真顔で財務省が言っている。

それが先ほど資料4で出された収益差率のシートなのですが、これは財務省はわかってやっているのだと思いますけれども、本当に悪質なミスリードだと思います。

皆さん、これをぜひ見ていただきたいのですが、率でわざと出していますよね。額ではないのですね。会計をちょっとでもかじったことがある人だったら、このトリックがよくわかると思います。小規模になればなるほど率が高くなるのですよね。額で見たら大したことないです。家庭的保育の利益額なんて190万円なのでですね。これは全産業平均の利益額よりも小さいのですね。率で見ると大きいように見えるのですけれども、額で見たら小さいのですね。こういったトリックをやってくるような財務省のある種のアンフェアな提言に経営実態調査が使われるのであれば、経営実態調査を出す意味はほとんどないのではないかというふうに思います。事業者団体としては、これはボイコットすべき調査なので

はないかと思えます。もうちょっとフェアに、きちんとさまざまな会計基準をそろえて、こうした積立金などの部分も鑑みた上で調査してくれるのだったらいざ知らず、こんなふうに悪用されるのであれば経営実態調査をやる意味がないとすら思えます。

以上、保育政策が非常におかしい。今、ここで、我々保育団体、あるいは保育事業者、親がきちんと声を上げないとどんどん状況が悪くなっていってしまうというふうに思いますので、ぜひ委員の皆さんもこの状況を変えるべく声を上げていただけたらと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、佐藤秀樹委員、お願いします。

佐藤（秀）委員 全国保育協議会の佐藤です。

経営実態調査の結果が今後出され、それに基づいて公定価格の仕組みを改めて議論するというのですが、資料2の6ページにありますように、当初、公定価格を決める際には、幼稚園の仕組みと保育所の仕組みそれぞれを積み上げて公定価格を決定した経緯があります。ですから、

1号と2号・3号で、加算の項目に幾つかの違いがあります。例えば6ページの1号の丸の4つ目、チーム保育加配加算、これはいわゆる低年齢児（3歳児）ぐらいの小集団、あるいは副担任を設けた場合に加配した職員がいたら加算をするという仕組みで、実際は、1号認定子供にしか適用されておりません。認定こども園の場合、2号の3歳児が同じように学級を編制したとしても、そこには対象となっておりません。でも、学級編制や小集団化するのであれば、2号認定の3歳児の子供たちも対象とすべきです。

それらも含めて、公定価格の積み上げについては改めて整理をし、検討していくべきです。1号、2号、3号に書かれている加算の項目、管理費も含めてですが、整理して検討していただきたい。

さらに所長設置加算とか主任保育士専任加算とか事務職員雇上費加算とか、保育所においては不十分な仕組みでありながら、今年度処遇改善に関する加算 が示されました。そこに「職位」というのが出てきます。職業に関する地位、ですが、加算項目を見ていただければわかるように、保育所では今もって所長すら必置という位置づけではありません。主任も。保育所に必ず置かなければいけない職員は保育士と嘱託医のみです。調理員も、給食を全面委託していれば置かなくてもいい。幼稚園や幼保連携型認定こども園であれば、置くことができる職員という仕組みがあります。この辺も含め検討が必要なのではないか。

関連して、改正認定こども園法の附則に、政府は、幼稚園・保育所それぞれの教諭の免許及び保育士の資格について、一体化を含め、そのあり方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとするという条文があります。これについて、いつ検討するのか。処遇改善の仕組みそのものを検討も要望したいと思えます。

それから、柏女委員のご発言にありました懸念、放課後児童クラブの設置運営基準における「従うべき基準」の廃止、これについては私も秋田委員と同様、危惧を感じます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、佐藤好美委員、お願いします。

佐藤（好）委員 産経新聞社の佐藤好美です。

消費税収の組みかえの話があることについて一言申し上げたいと思います。

子ども・子育て支援の費用としては総額で1兆円が必要であるというのが、この会議での結論だったと思います。その確保に当たって、当面、消費税収で確保できる0.7兆円分のみを先に確保し、0.3兆円分については今後の課題、引き続き努力ということになっていたかと承知しています。消費税収の組みかえをするのであれば、0.3兆円の確保、この0.3兆円は質の担保の費用だったと思いますので、この確保が最大の優先順位だと思えます。

さらに、優先順位の話を申し上げれば、待機児童の解消が最大の課題だと思えます。この間、基盤整備をしてきたことについては大変高く評価をしております。しかし、職場に戻りたいのに子供を預ける保育園がないというのは最低ラインを割っていると思えます。待機児童の解消について特段の御配慮をお願いしたいと思えます。

加えて、児童養護施設の質の向上について御配慮をいただきたいと思えます。施設のお子さんたちがパーソナルな関係を築けるような社会をつくることは、社会としての最低の責任だと思えます。

もう一つは、医療的ニーズの必要なお子さんが幼稚園や保育園に入れるような支援をしていただきたいということです。

もう一つは、放課後児童クラブの不足がこの先必ず見込まれますので、質と量の拡充についてお願いをしたいと思います。幼児教育の無償化よりも先にしなければいけないことがあると考えます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、関委員、お願いします。

関委員 全国国公立幼稚園・こども園長会でございます。

2点ございます。

資料2の公定価格の仕組みについては、丁寧な御説明をありがとうございました。加算や調整についての細かい内容が記されておりますが、子育て支援活動費加算や療育支援加算など、在園児のみならず、地域の障害児への保育支援は大変意味のあることだと、また、重要なことだと受けとめております。

本会の会員の園も特別な支援を必要とする幼児を積極的に受け入れ、ともに育ち合う教育・保育の充実を目指しているところでございます。公立園におきましては、地方交付税において同様の内容が位置づけられていると伺っています。しかしながら、実際には内容

どおりに予算化されていない状況が多々見られます。地方交付税の性質により、予算の使い方に関しましては各自治体の考えに大きく影響されているということです。国のほうからもぜひ子育ての支援や幼児教育の充実、療育支援などの予算措置につきまして周知・助言等をお願いしたいと思っております。

2点目です。既に何名かの委員の方からお話がありましたが、資料4の財政審の5ページにあります保育事業の収支状況についてです。

こちらは28年度のプレ調査を参考に出されているということでございましたが、回収率も低く、有効性がどれだけあるのかということも感じております。

また、各教育・保育施設の規模や運営形態により収支サービスに大きな差が見られますが、この数値だけで運営状況を判断せずに、もう少し丁寧な読み取りが必要かと思えます。今後、経営実態調査の結果が公表されるということですが、この調査の数値に関しましても、数値だけで判断することなく、丁寧な読み取りをぜひ行っていただきたいと思えます。

以上でございます。ありがとうございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、塚本委員、お願いします。

塚本委員 全国私立保育園連盟の塚本でございます。

まず、きょうお示しをいただきました資料2「公定価格の仕組みについて」でございますけれども、5ページ以降にその詳細が示されてございますが、人件費あるいは事業費、管理費など必要な経費を積み上げて算定しているということで、この仕組みにつきましては保育現場として大変予算が立てやすいということ、あるいは、現在進めております保育士等の給与改善、こういったものが実施しやすい仕組みとなっておりますので、ぜひ今後もこの仕組みは継続維持していただけますように、まずお願いを申し上げたいと思えます。

その上で、今回、資料4の4ページで示されております、先ほど来ございますが、プレ調査の結果についての意見でございます。

もう既に何人かの委員の先生方がおっしゃっておりますけれども、この収支差率に着目した財務省の提案というのは、現場として非常に受け入れがたいものであります。誤解があるのではないかと思うのですが、まず、今もありましたように、このデータ数が大変少ない、3割を切っているということですから、全ての園でこのような状態であるということではないというふうに思えます。

それから、にも記載をしていただいておりますけれども、この収入の中には地方単独補助分なども含まれておりますし、保育所等の運営費以外のものが入っているということでもあります。ですので、この数字だけを見て保育所がもうかっているというのは大きな間違いではないかというふうに思えます。

また、新制度施行後、実施主体が市区町村になっておりますので、市区町村の取り組み方によっては、この額についても非常に差ができてきているのではないかと思いますので、ぜひこのあたりは慎重に進めていただけたらと思えます。



28年度データで調査をしていただいて、近く公表していただけるということでもありますけれども、29年度からは職員の給与改善にも取り組んでおりますので、28年度のデータからは随分変わることもございますので、そういったことも含めて慎重に御判断いただけたらと思います。

最後に幼児教育の無償化についてですが、現場としては人材確保がこれ以上大変になるとどのようなことになるかということで非常に懸念しておりますので、そのあたりも含めて御検討いただけたらと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、月本委員、お願いいたします。

月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会の月本です。

私のほうからは、2つお願いいたします。

幼児教育の無償化の実現をお願いいたします。これは子育てにかかわる保護者へのアンケートの中で一番多い要望項目であり、教育に係る費用負担が重い、とりわけ若い子育て世代の幼稚園の保育料負担を何とか軽減してほしいという声が大きく、全日本私立幼稚園PTA連合会は4年ほど前に、全日本私立幼稚園PTA連合会とともに幼児教育の無償化を求める署名活動を全国的に実施しました。約450万人の署名を集め、安倍総理大臣に直接お願いした経緯があります。今回、衆議院議員選挙で自民党、公明党という与党だけでなく、野党からも幼児教育の無償化が公約として挙げられました。幼児教育の無償化は、もはや幼稚園の保護者だけの願いではなく、国民多数の合意を得た優先度の非常に高い政策となったと言えます。

もちろん財源は8%から10%への消費税増税による増収分を充てるということですから、完全な幼児教育の無償化は平成32年度ごろと思われれます。そのためには、平成30年度、31年度は無償化の完全実施に向けて制度の骨格づくりと幼稚園就園奨励費の予算のしっかりとした増額を進めていただきたいと願っております。どうぞよろしくお願いいたします。

そして2つ目は、大都市における幼稚園の2歳児の受け入れのためのさらなる環境設備を待機児童対策の切り札として、幼稚園における2歳児の受け入れが国から提案されています。特に東京23区を初め政令指定都市などで待機児童が多く、幼稚園による2歳児の受け入れのニーズが高いと思われれます。東京23区の私立幼稚園は、認定こども園への移行については慎重姿勢ですが、2歳児の受け入れには前向きにとらえている幼稚園も一定程度あるようです。2歳児の受け入れに対し決断できずにいる幼稚園に対して、国から背中をさらに押ししていただくような施策を検討していただきたいと思っております。

以上2点をよろしくお願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

では、坪井委員、お願いします。

坪井委員 全日本私立幼稚園連合会の坪井と申します。2点ほどお願いをいたします。

まず、第1点は、経営実態調査の件でございます。

意見書を出しておりますので、意見書のほうもごらんいただけたらと思います。

新制度の移行園については、国は平成27年度分及び28年度分の経営実態調査を実施し、平成27年度分の調査の結果、一般企業を大幅に上回る収支を確保している状況があるということで、公定価格の引き下げを検討すべきではないかというふうに新聞等で報じられております。しかし、この調査及び分析には次のような問題点があるというふうに思っております。

まず、1番目が、平成27年度の経営実態調査は、私立幼稚園からの移行率は23%ということで非常に低い。また、その中でも回答数が少ない。しかも地方の小規模園からの移行が多くて、大都市圏を中心に大規模園が余り含まれていないというようなこともありまして、幼稚園や認定こども園全体の傾向をあらわす数字とは言えないというふうに思っております。

2番目、私立幼稚園は従来の私学助成の補助を受けての経営の中で、保育料も含めて非常に少ない収入の中で、支出も収入に合わせる形で経営せざるを得ない状況があります。平成27年度の移行の時点で収入面はどのくらい増加するのか確信が持てない中で、支出面は処遇改善を義務づけられた人件費以外は、本来は教育環境の充実などに充てるべき支出を抑えてきた、そういったことがあります。その結果、平成27年度の収支状況はかなりいい数字が出たということでございますが、新制度移行の時点というのは、特に1年目はイレギュラーな数字が出ます。二、三年たたないと数字は安定しないということもございしますので、正確な把握が難しいというふうに思っております。

それと、学校法人の会計基準等が、いろいろな社会福祉法人とか企業とも違いますので、そういったところも考慮すべきであるというふうに思っております。

最後に、私立幼稚園は施設整備補助がそもそも少ない。ということは、施設整備補助をするときには自前でかなりのお金を残しておかないといけない。それが減価償却費であったり、新制度の1号の基本分単価の減価償却費、また、2・3号の減価償却費の加算、そういったものを確保する必要があります。それが大体四、五分ぐらいあるということも考えていただきたいと思っております。

実態調査については以上でございます。

もう一点、幼児教育の無償化でございます。

これは、日本の幼児教育の約8割を担う我々全日本私立幼稚園連合会は、PTA連合会とともに十数年前から幼児教育の無償化を訴えてきました。毎年の骨太の方針の中に段階的に無償化を進めていくというふうなことがございました。今回、かなり前進するというところでございますので、大きく期待をしております。

ただ、3～5歳で幼稚園とか認可の保育園等に入れないうちもいる。在宅で子育てをされている子供もいるということでございますので、そういう人にどういう手当をするのかを考えないといけない。全日私幼連といたしましては、国民の期待に応えられるよう質の

高い幼児教育を提供してまいる所存でございます。

長くなりましたが、ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。

では、徳倉委員、お願いします。

徳倉委員 NPO法人ファザーリング・ジャパンの徳倉と申します。よろしく願いいたします。

私は、事業者の立場ではなく保護者、特に父親という観点、保護者の立場から意見を申し上げたいと思います。

これまで秋田先生を初めいろいろな方々が全ての子供へということでお話をくださっております。ですので、ちょっとストーリーの補完として1つ事例を御紹介いたします。

中核市において第3子以降保育料無料化ということに踏み切った自治体がございます。これは、3歳までは無料、3歳以降は所得に応じて半額または無償ということをやっております。この中核市は、既に待機児童はあったのですけれども、ある程度園ができるということで解消するだろうと踏んで第3子無償化に踏み込みました。何が起きたか。現実には、非常に待機児童がふえてしまうという、悪化しております。これが何を意味するかといいますと、先ほど駒崎さんの話にもありましたけれども、現実的に今、十分に足りていないところで、今回の場合、私の事例は第3子以降になっているのですけれども、無償化というものが先行してしまうと、恐らく今想定している以上に子供を預けて働きたいと。今、保護者は20年前と全然環境が違って、夫婦一緒に働かないと生活が成り立っていない、将来設計、ライフデザインが成り立っていないということで、できるだけ働きたいという意向が強いのです。そういう中において、いきなり無償化をしていくというふうになっていくと、さらに入りたいけれども入れないというところが出てきます。やはりここは単純に無償化ということ、多分、今は新聞報道だけですので、内閣府のほうでは、いや、そういう事実はないというふうになると思いますが、現実問題として出てきているということはこの事例で補完させていただきたいと思っております。

順序としては、量を確保していただいて、そこから無償化というものに進むべき方向ではないかなということをも1つ事例を用いて御説明させていただきました。

あともう一点が、これは私自身のところに連絡が来ているような事例なのですけれども、事業者、いわゆる自治体によっては、総合こども園に移行するのに非常に非協力的な自治体というのが存在しています。私は、ここの会議に出ていますので、ここの熱量というものは存じ上げていますが、例えば都道府県において、そこから基礎自治体においていく、だんだん薄まっている感覚があるというのは以前の会議でもお伝えしましたが、現実問題としてどういうことが起こっているかということ、認可外が総合こども園になりたいというふうに県なり基礎自治体に相談しに行ったときに、おたくはしなくていいのではないかみたいな表現をされて非常に困っていると。認可外施設を運営されているところの仕組みというものが大々的に乗っかっているわけではないですので、その事業者さんは、こ

の会議は全部とられていますから第1回目から全部見て御自身で勉強されて、こういう文言でこういうふうになっているからできるはずだということで何回も足繁く通うのです。いろいろな期限が設定されている中で、いじめを受けているという表現はされませんでしたけれども、かなり難易度が高い移行になっていると。

これは本来の新制度の趣旨から反するのではないかとということで、現実的にその自治体にお伝えもするのですけれども、そこは利害関係が非常に絡んできますので、ここは国のほうでそういうことがないように、もっと円滑に進めるようにということを何かしら表現していただく必要があるのではないかと。

それは、やはり保護者にとっても子供にとっても、その事業者さんはいろいろな理由があって認可外ということはありますけれども、例えば地域や遠隔地で中心部から離れていて認可外しかないようなところで総合こども園になりたいといった場合に、こういうことで疎外されているというのは、全ての子供というところの新制度の移行とかなり乖離があるのではないかと思いますとお伝えいたしました。

以上になります。

無藤会長 ありがとうございます。

では、中川委員、お願いいたします。

中川委員 社会福祉法人健光園京都市北白川児童館の中川でございます。

まず初めに、先ほど来、柏女委員、秋田委員初め多くの委員の皆様方から放課後児童クラブのあり方について大変心強い御意見をいただいていること、現場に携わる者として深く感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

私からは、放課後児童クラブのあり方にかかわる動向について、1つ報告をさせていただきたいと思っております。

放課後児童クラブの今後のあり方につきまして、このたび社会保障審議会児童部会に放課後児童対策に関する専門委員会が設置されることになりました。その第1回がちょうどあす11月8日に開催される運びとなっております。私も委員として参画させていただくわけでございますけれども、この委員会におきましては、女性の就業率の上昇に伴いまして、放課後児童クラブの利用児童数も増加の一途をたどっており、これを受けまして、放課後児童クラブの量的拡充、そして質的向上など、高まるニーズへの対応が大きな課題となっているわけですが、こうした現状を踏まえまして、今後の放課後児童クラブのあり方を含め、放課後児童対策について検討することを目的といたしております。

もう一点、先ほど来、本日の配付資料の地方からの提案において「従うべき基準」のあり方について取り上げられているところでございますけれども、現在、現場におきましては、新たに策定されました設備運営基準と運営指針にのっとった事業運営の実現に一生懸命努めております。また、約12万2,000人の職員が放課後児童クラブに従事しておりますけれども、この職員の皆さんも新たに導入された放課後児童支援員の認定資格の取得のために、今、現場業務が非常に忙しい中、認定資格研修に取り組み、励んでいるところでござ

います。

そうしたことを踏まえまして、委員の一人として、施設整備の拡充、職員の確保と定着化、職員の研修のあり方などを含めまして、何よりも利用する子供さんの健全育成のため、育成支援の向上に向けて、この放課後児童対策に関する専門委員会において議論を進めることができたら良いのではと考えております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、山内委員、お願いします。

山内委員 日本保育協会から参りました山内です。よろしく願いいたします。

今年度は処遇改善 の実施を進めていただき、大変うれしく思っております。この中で公定価格や無償化の話が進んできておりますが、それまでにキャリアアップの制度について仕組みをしっかりとつくっていただき、質の向上のための確保をしていただくように期待をいたします。

ある地域での職員の意識調査であります。学生がキャリアアップに求めるもの、保育制度に非常に興味を持っている、処遇改善といったものよりも先に、職場に入って職員が資質向上のための研修制度について非常に興味を持っていることというのがアンケートの中で浮かび上がってきた結果があります。そういうことについて、これからも処遇改善の加算といった形ではなく、仕組みとしてきちんと職員の資質向上の確保をしていただくような形で、今回のキャリアアップのことをしっかりと仕組みとして確保して継続していただく仕組みをこれからもつくっていただくように期待したいと思えます。

子育て支援新制度安心プランの実行のために32万人の受け皿拡大がされる中では、保育士は約7万人必要ではないかというふうにされています。さらに、今、いろいろな角度の中でそれ以上の待機児童が起こってくるのではないかという中におきましては、特に保育士確保についてはまだまだ大きな問題を抱えて困難な状況になってくるというふうに思えます。そんな中で、保育士のやる気、資質向上を目指していきたいというふうに思えますので、さらなる拡充について御検討いただきたいというふうに思えます。

それから、先ほども出ておりますが、公定価格の見直しについては、まだまだ加算で対応していただいている部分というのがたくさんありますので、そういう部分では公定価格をしっかりと積み上げていただくということが必要だというふうに思えますので、この点についても申し上げたいというふうに思えます。よろしく願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

では、渡邊委員、お願いします。

渡邊委員 渡邊です。私のほうからは、先ほど説明のありました地方分権に関する提案募集の中で、放課後児童クラブの関係についての説明があったわけでありましたが、その中の地方3団体から提案しました児童クラブの放課後支援に関する「従うべき基準」の廃止、参酌基準化についてということでもあります。

このことについては、多くの委員の方が変わりましたが、私は平成22年9月から始まった子ども・子育て新システム検討会議の基本制度ワーキングの一員として、当時取りまとめに向けて課題や方策について町村長の立場で意見を申し上げてきております。当時のワーキングでは、国の定める基準と地方公共団体の裁量との関係において、地方主権の観点からも国による義務づけ、枠づけは必要最低限として、地方がそれぞれの地域の実情に応じた地方自助の提供ができるような制度とすることと申し上げて、とりわけ放課後児童クラブについては、質を確保する観点から職員の資格、人数等について、国は新たに法令上の基準を設けるとする中で、制度として可決するのであれば、国が定める基準については「従うべき基準」ではなくて参酌すべき基準で整理すべきではないかという御意見を申し上げてきております。しかしながら、これらの意見は反映されないままに制度化されて今日に至っております。

市町村では、制度に従いこれまで実施してきておりますけれども、地域の実情に鑑みて支障が出てきている実態から今回の提案に至ってきているものと理解しております。

放課後児童クラブは、もともと地方側が先行して子供たちのためにサービスを実施してきたものでもあります。「従うべき基準」の廃止、参酌によって質の確保が危惧されていますが、質の確保の方法は多様なやり方があるのではないかと考えます。住民にじかに接する市町村が質の確保をおろそかにするようなことがないように、地域の実情に合った柔軟な運用が可能となるよう、ぜひ対応をいただきたいと思っております。

先ほど来、質の確保や向上、サービスの問題等いろいろと意見が分かれているところでもあり、そのことについてわからないわけではないですけれども、実際、自治体の立場で運用してきている中で、そういう実態が地域によって多少違うところはあると思っておりますが、やはり柔軟な、廃止まではいかなくても参酌等すべき基準程度に行う必要があるのではなかろうか。

次に、特定教育施設・保育施設における定員減少時の市町村の関与強化についてということですが、今回の提案は経営上やむを得ない定員減少まで市町村が介入することを求めるものではないというふうに思っております。単価加算目当ての悪質な低減など、問題のある場合に限って認めてほしいという意見であると理解しておりますので、過剰規制とは言えないのではないかと理解しております。

市町村は制度上、保育の実施義務や確保義務が課されております。受け皿確保のための必要最低限のものと御理解いただければありがたいというふうに思っております。

以上であります。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、葛西委員、お願いします。

葛西委員 助産師会の葛西です。

まだまだ入りたい人が入れないという状態が続いております。一昔前でしたら、子供が生まれたり、なぜ働くのかというようなことがあったのですが、今では全く死語です。実

際少子化になっておりますけれども、社会全体で入りたい人が入れるというような幼保であってほしいと思っております。

私は助産師会という立場上、幼保につながる産前産後の母子支援について施策を推進していただきたいということをお話ししたいと思えます。

現在、特に医療施設から退院した後、特に初産婦は産後鬱の発症リスクが高いと言われております。また、子育て経験をした人がいないというのが6割に上っております。母子保健法が改正されまして、母子健康包括支援センター、子育て世代包括支援センターが明文化されました。平成32年までに全国整備するということです。

実際には宿泊型、デイケア、助産師が家庭訪問をして指導・支援をするアウトリーチ型の産後ケア事業と、産前産後サポート事業というものが始まっております。そのキーになるのが子育て世代包括支援センターです。

今回は幼保ということで、今、お話が進んでおりますけれども、産前産後から引き続き継続できるような子育て支援というものの時折全体像を示していただきたいというふうに思っております。必要な人に全て支援が届くように、家族に任せるのではなくて、地域に根差した社会的支援を望みます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、木村委員、お願いします。

木村委員 一般社団法人全国認定こども園連絡協議会の木村でございます。

我々の会としましては、待機児童対策、量の拡充と質の向上というのはセットで常に行われていかなければならないというふうに考えております。その中で子育て安心プランの一時預かり事業幼稚園型で2歳児の子供たちを受け入れるという形について、待機児童の解消に大きく役立つというふうに理解をしております。ただ、その際、面積であったり、職員配置であったり、それらについては認可保育所や認定こども園と同様の条件にならないければ質の確保という部分は保証されないのかというふうに思っています。

また、認定こども園等においては利用調整がかかりますが、この2歳児を幼稚園で受け入れる場合については利用調整はかからないというふうに聞いておりますので、ここを同一にしていかなければいけないのではないかと考えております。

また、運営費や設備投資に対して公費が充当されるということから、企業主導型保育事業においても毎年監査があります。これらも必須にしていかなければ、基準や規制などばらばらになってしまう可能性がありますので御配慮いただきたいというふうに思っています。

あと、技能・経験に応じた追加的な処遇改善ですが、こちらについても1号、2号、3号を含めて申請等に当たっての事務負担の軽減なども図っていただきたいというふうに思いますし、それぞれ明確な要項などを定めていただければというふうに思っております。

さらに、先ほど各委員からも出ております財政健全化の物差しの問題ですが、率ではか

るべきことではないというふうに思っております。この辺十分に実態調査を確認していただきながら、率ではなく、それぞれの立場、会計基準もばらばらでありますので、また、幼稚園等においては上乗せ徴収とかもありますので、公費なら公費だけで判断すべきではないかというふうに考えております。

それと、加藤委員のほうからロードマップを示してほしいというのがありました。この制度がスタートするときには3府省が連携をとりながら密に対応してきてくださいました。今後もこのロードマップを示していただいて3府省が連携をしていく、そのために財務省のある意味率のマジックにひっかからないためにも御協議いただければというふうに思っています。

あとは、企業主導型においては多子世帯の軽減がありません。幼稚園、認定こども園、保育所等においては多子軽減がありますが、企業主導型については多子軽減がありません。ぜひこの部分も御検討いただきたいというふうに思っておりますし、施設ではなくて子供たちに対しての軽減をお願いしたいというふうに思います。

さらに、幼児教育の無償化についてもいろいろ御議論がありますが、保育料を無償化にして、0歳でただなら使おうというような形で待機児童がふえている市町村もあると聞いておりますので、ぜひこの計画については十分御配慮いただきたいというふうに思います。

あと、地方分権に関する提案の1ページ目、認定こども園や幼稚園における強制的な市町村の徴収については賛成したいというふうに思っております。

また、0.3兆円の確保について、我々委員が何か動くべきことがありましたらお知らせいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、戻りますが、今村委員、ございましたら、どうぞ。

今村委員 日本医師会です。

国の財政状況というのが非常に厳しい中で、社会保障の分野でも各方面において縮小・削減がされる中で、子育ての部分については非常に手厚い手当がなされているということで、全世代型の支援ということについては、日本医師会としては大きく評価したいと考えております。

1つその中で気になりますのは、私どもの調査でも働くお母さんが非常に気にかかるというのは、病気にかかりやすいお子さんがいらっちゃって、働いている途中で呼び出されるとか、あるいは、朝になってぐあいが悪くて行けないとか突然そういうことが出てくる時に、いわゆる病児保育・病後児保育の問題というのは非常に大きな課題として浮かび上がってきております。

この病児保育・病後児保育というのは一生懸命やればやるほど経営的に赤字になりがちだというふうに聞いておりますので、そこに対する厚い支援を行っていただければ大変ありがたいというふうに思っております。



以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、大川委員、お願いします。

大川委員 全国病児保育協議会の大川でございます。

今村先生、どうもありがとうございました。私は4点お話をしたいと思っておりますけれども、資料に公定価格の仕組み、実態調査ですけれども、常に病児保育に勤務している保育士や病児保育施設はこういった施設の対象外になっております。前回もお話ししましたけれども、やはり普通の保育所に勤める保育士に比べて、病児保育に勤めている保育士の待遇は極めて差がついておまして、病児保育施設から保育所に移る保育士がふえております。今後、バランスよくこういった調査の中に加えていただきたいと思います。

資料4ですけれども、保育所の定員がどんどんふえるに従って、当然のことながら病児保育の需要も高まるわけでございます。このバランスに合った病児保育の拡充を一緒にやらないと、せっかく病気のときも病気ではないときも子供の諸権利を守るためにつくられた保育所、病児保育が十分機能しないということがありますので、その辺の御配慮を十分お願いいたします。

また、幼児教育の無償化でございますけれども、病児保育は、現在、各市町村によって違いますが、1日2,000円から2,500円の個人負担があります。これは、現在の場合は保育料を払った上でそれを払うというのは非常に負担感が増しているという声も聞こえますので、幼児教育の無償化に伴って病児保育に対する負担金をどう考えるか。これも今まで皆さんが議論されたように、本当に無料にしていかがうかということも含めてもう一度ディスカッションしていただきたいと思います。

それから、病児保育に関しますと、電話や受付での予約業務が大変で、インターネットによる予約をしていますけれども、市町村によっては個人情報を守る点から消極的になっている施設もありますので、内閣府、厚労省のほうでIT利用について標準化、ガイドラインをつくっていただきたいと思います。

もう一つは、この委員会の根本的なあり方ですけれども、委員及びきょう拝見した資料1、基準検討部会の中に実は小児科医が一人も入っていないわけですね。この中で私は思うのですけれども、もちろん間違っていたら失礼します、小児科医は私一人ではないかということです。小児科医は病気を治すとともに、健康な状態の子供を維持するということも大きな使命であり、実際に園医をやっているのは小児科医でございますので、もう少し小児科医の意見をくみ上げるような委員会組織にしていきたいと思います。

具体的に言えば、日本小児科医会とか小児科学会がありますので、そういったところからも委員を派遣するようなシステムをつくっていただきたいと思います。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございました。

それでは、次は、水嶋委員。

水嶋委員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

先ほどから数名の委員の方がおっしゃっていましたが、保育事業の収支状況について加えさせていただきたい実態ですが、家庭的保育は24年度まで大変切り詰めた運営をしてきて、急に公定価格と言われても戸惑ったという現実があります。多くの家庭的保育者は、保育の場が生活の場であるため保育環境を整備したくてもすぐにはできない、毎日、家庭である保育の場を使っているということなど現実的な実態を長い目で知って判断していただきたいと思います。保育所などの施設とは違った保育形態なのだという家庭的保育の特徴や実情をよく知っていただきたいと思います。

次に、3点述べさせていただきます。

家庭的保育での課題の一つとして自園調理がありますが、先日、私たちの団体が行った調査では、自園調理や搬入による給食提供だけで行っている自治体が58%、給食提供と弁当持参の併用が26%で、給食提供と弁当持参の併用も含めると、給食提供は8割以上の自治体で取り組みが始まっていることがわかりました。

一方で、居宅の調理場での構造の理由などにより自園調理の取り組みが難しい保育室では、経過措置期間が終わったら廃業する予定の保育者がいることも事実です。

次に、前回の第31回子ども・子育て会議でも申しましたとおり、家庭的保育の多くは個人事業主により営まれています。施設長として運営管理のみに従事している人も若干いますが、ほとんどは家庭的保育者として1日を通して保育を行っている常勤保育者なのです。今年度、処遇改善等加算 が実施され大変ありがたいことなのですが、自治体によっては施設長とだけみなし、家庭的保育者は対象外と言われているところもあります。実情に合わせて整理し、家庭的保育においては施設長であっても常勤保育者なら対象になることをきちんと国から示していただきたいと思います。

最後に、子ども・子育て支援制度全国総合システムを推進しておられるようですが、事業の実施場所などを公開する場合、情報の公開は家庭的保育に関しては慎重にさせていただきたいと思います。家庭的保育は、保育を提供する場が家庭的保育者の自宅という保育者が多くいます。情報を全て公開されると自宅が一般の方にわかってしまい、保育とは関係ない人が興味本位でやってきたり、お散歩中に空き巣に入られたりなど事故や事件につながるおそれがあります。自治体へ配慮をいただくように明示していただきたいと思います。

実際に10年前以上のことなのですが、保育の1日の流れをホームページに載せたところ、お散歩中に空き巣に入られたということがあって、私も先輩の保育者から気をつけるようにと言われたことがあります。

以上です。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。

では、古渡代理人、お願いします。

古渡代理人 特定非営利活動法人全国認定こども園協会副代表の古渡と申します。本日は、王寺の代理として参りました。

協会としましては2点ほどございます。

まず1つは、現在のキャリアアップ研修についてでございます。現在、各都道府県では2号・3号の認定部分のキャリアアップ研修が位置づけられようとしています。しかし、都道府県により受講方法や要項がさまざまな形になっており、キャリアアップ研修の本来の目的に立ち返り、保育士等がキャリアアップできる研修会として充実したものに御配慮いただければと思っております。

また、文部科学省により提出されました1号認定のキャリアアップスキームと2号・3号のキャリアアップスキームでは大きな差があります。特に1号認定子供と2号・3号認定子供が同時に在園している認定こども園がどのようにキャリアアップ研修に取り組んでいくのか、認定こども園のスキームを早急にお示しいただきたいと願っております。

あと、都道府県では認定こども園は2号・3号のキャリアアップを受講しなくてはいけないという認識を持っている都道府県が多くあります。また、現場でも2号・3号キャリアアップ研修を受講するものだという認識で来年度研修計画を策定しようとしている傾向があります。また、来年度内に全ての分野をとり終えなくてはならないというような誤解も生じております。来年度に向けた研修への取り組み方について、各都道府県に対しての適切な3府省の統一した通知をお示ししていただきたいと願っております。

最後に、本日も話題になっております無償化の件ですけれども、私も27年度の制度立ち上げのときまでこの会に出させていただきまして、当時のことを考えますと、やはり3府省が積極的な方向性の中で新しい制度をつくり上げてきた記憶がございます。そういう意味を考えますと、幼児教育の無償化というのは早まったかもしれませんが、27年度までに策定された仕組みを前進させる仕組みとして、ぜひ3府省で力を合わせていただきながら、特に子ども・子育て会議の中でしっかりと方向をつくっていただきたいと思しますので、どうぞよろしくお願いたします。

無藤会長 ありがとうございます。

では、門田代理人、お願いたします。

門田代理人 全国知事会高知県知事の代理の門田でございます。

御報告のございました地方分権につきましては、先月開催されました国と地方の協議の場でも議題となっているところでございまして、地域の実情に合った子育て支援がさらに充実するよう推進をしていただきたい、そのように考えております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、高野代理人、お願いたします。

高野代理人 日本商工会議所の高野でございます。蜂谷委員の代理で発言させていただきます。

本日、資料4にて先月の財政審の資料が配られておりますけれども、3ページの「事業主拠出金による子ども・子育て支援の充実」について、改めて一言申し上げます。

子ども・子育てを社会全体で支援していくという考え方に異論はないものの、次世代の育成は国家が果たすべき最大の責務であり、本来、子ども・子育て支援については、安定的な税財源を確保し、国の責任において実施されることが望ましいということは留意すべきだと思います。事業主拠出金の負担が企業に与える影響及び企業主導型保育事業所を設置した企業における安定経営の必要性の両面を鑑み、事業主拠出金率の議論は慎重に行うべきだと考えます。

拠出金率に関する検討を行うに当たっては、事業全体の中長期的な事業計画及び必要経費の試算に基づき議論を行うことが必要でございます。

また、検討の前提として事業主拠出金を財源とする各種事業の実績及びその効果を把握し、より効果的な事業に重点的に支出するなどの事業の絞り込み、配分の見直しも先行して進めるべきと考えます。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、清家代理人、お願いいたします。

清家代理人 経団連の東出委員が御欠席ということで、私、清家がかわって発言させていただきます。

3点申し上げます。

ただいまの高野代理人からもありました事業主拠出金の考え方については同様の考えを持っておりますので、申し添えておきます。

まず、公定価格の検討につきまして、いろいろな御指摘がありましたけれども、いずれにしてもデータに基づいて議論を行っていくということは非常に重要でありまして、それを事務方のほうでしっかり収入・支出両面から分析を行っていただいて、基本分単価、各種加算についてどういった課題があるのかという点をしっかり提示していただきたい。その上で、もともと日本一億活躍プランの中でも適切な公定価格の設定に資するようという指摘がありますので、より効率的に行っていただくことを促すとか、あるいは、余りにも過大な収支差が生じている状況があれば適正化をしていく。場合によってはめり張りをつける、そういった対応も検討していく必要があるのではないかと考えております。

それから、何人かの委員の方からも御指摘がありました無償化につきまして、事務局に対する質問なのですが、子ども・子育て会議として何か意見を発信することはできないのですかという点を御質問させていただきます。かなり根本的な内容も含めて御指摘があったかと思えます。

私ども経団連も、やはり保育サービスの量的拡充というのは非常に重要な課題だというふうに考えておまして、無償化に関して、今回画期的といいますか、かなり大きな変更が提案されておりますが、その部分についてもう少し議論があってもよかったのではないかという意見が実は内部にもございます。この点を申し添えさせていただきます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、山本代理人、お願いいたします。

山本代理人 安永の代理で参りました連合の山本でございます。

私のほうからは3点意見を申し述べたいと思います。

まず、公定価格の仕組みについてですが、喫緊の課題というのは待機児童の解消に向けた質の高い幼児教育・保育と施設量の拡充ではないでしょうか。そのためには、本来必要とされている1兆円という財源を早急に確保し、保育士の処遇改善による人材確保と施設等の受け皿整備といった保育の質と量の確保に充てるべきと考えております。

消費税の用途変更が検討されているという報道、財政の健全化の先延ばしは、結果的には子供たち、将来世代への負担のつけ回しになります。仮に報道されているような幼児教育の無償化を行うのであれば、消費税財源の用途変更ではなく、別途安定財源を確保すべきと考えています。

公定価格についてです。保育士の人材確保に向けて人件費の抜本的な改善が必要だということを申し上げたい。公務員の福祉職俸給表の給与額をもとに現在の人件費は算定されています。保育士は1級29号俸、主任保育士は2級17号俸と積算され、それぞれ25歳程度、30歳程度の賃金水準です。人材確保のため、そして職員が長く働き続けられるよう設定等級を引き上げ、公定価格における適正な人件費を確保する必要があると思います。

同時に、資料4の5ページにあります保育所等の収支状況の記載ですが、先ほど小塩委員からも御指摘がありましたが、これまでの保育士の処遇改善加算が適切に人件費に反映されているのかという検証をされる必要があると考えています。

最後に、放課後児童クラブについてです。何人かの委員から既に御意見があったとおり、私どもも放課後児童支援員の職員数と資格の基準を参酌の基準とすべきではないとここで意見を申し述べたいと思います。

前回の会議で出されました平成28年の教育・保育施設等における事故報告集計によれば、放課後児童クラブでの事故件数は288件報告されています。違った学年の複数の児童が同じように過ごすというところでは、事故を防ぐには最低でも2人以上の職員が必要であると思いますし、一方で保育の質を上げるためにも研修を行うべきだというふうに思っております。

以上、3点です。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。

では、平山代理人、お願いいたします。

平山代理人 廣島委員の代理で出席させていただきました平山と申します。

私どものほうでは、委員提出資料の最後に意見書という形で提出させていただいておりますので、ごらんいただければ幸いです。

幼児教育費の無償化についてであります。多くの委員の方々が、今、御発言なされておりますので、私としては簡単に申し上げさせていただきます。

子ども・子育て支援三法に関する附帯決議で幼児教育・保育の無償化について検討を加えるとされて、これまでさまざまな検討が行われてきたところでありますけれども、この検討の中で幼児教育施設の在籍児童が対象とされているということで、認可外の保育施設とか在宅での児童についての取り扱いは明らかにされておりません。この附帯決議の中で述べられておりますように、質の高い幼児教育を全ての国民が享受できる環境づくりを主な目的とするというのが幼児教育費の目的でありますので、全ての3歳～5歳児がこの制度の恩恵を受けられるような制度にすべきと考えますので、先ほども発言がありましたが、本会議でもよく検討の上、国に働きかけるよう提案させていただきます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、大日向委員、どうぞ。

大日向会長代理 大日向です。

2015年にスタートした新制度が中間年を迎えています。見直すべきものは見直すときだと思いますが、新制度にかけた基本理念は堅持すべきではないかと思えます。ここには新制度の策定にかかわった方々、さらに言いますと、新システムの策定段階からかかわった方々、そして、それを見守ってくださった方々がたくさんおられます。その人々がどういう思いで新制度をつくってきたのか、私は新制度の策定は1.57ショック、90年ですね、その段階から四半世紀かけてみんなの願い、全ての子供の発達保障をしたいという願いを込めた日本の宝だと思っております。

きょう多くの方が示された御懸念は、私たちが四半世紀かけてつくった、あるいは新制度策定に汗水流してつくったものの基本理念をいかに守るか、その点に昨今の動きに懸念が示されたことでもあると思って、同じ思いで伺ってまいりました。基本理念をいかに守りながら、もちろん変えるべきところは変えていくことが必要かと思えますが、そうしたスタンスでこれからの議論をさせていただければと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

事務局からはありますか。

西川参事官 事務局のほうから、御回答というか、事実関係の確認ということで何点か補足をさせていただきたいと思えます。

資料2については、公定価格の仕組みについてということで、今後、経営実態調査の結果が出たときにさまざまな議論があるだろうということで、基本的な事実関係を混乱しないようにということで委員の中で共有すべきファクトを整理した資料として御用意したものでございます。

その中で今し方委員から御質問、御意見がいろいろあったところで、確認だけさせていただきたい点を補足させていただきますと、2ページのところで今回の経営実態調査については、制度施行後2年目の調査ということでございますけれども、備考欄に学校法人の

会計基準の改正、社会福祉法人制度及び会計基準の改正ということがなされておりまして、今回4ページ以降で調査票のイメージをつけておりますけれども、それぞれ法人の皆様方のなるべく手間がかからないということも踏まえながら、各会計基準で決算書類を書いていただいておりますので、それを基本的に転記するというような、また書き直して計算したりということがないように、基本的にはそれぞれの会計基準で作られた数字をそのまま我々としては集めるということによってやっております。

この間、公益的な団体に対してさまざまな議論がいろいろな場でなされたということで、ディスクロージャーとか透明化ということもあって、学校法人あるいは社会福祉法人のそれぞれの制度の中で会計基準が改正されているということをございまして、我々はそれをそのまま我々のところで何か確保するということなく、データとしては収集しているという事実関係を御報告、御説明させていただきます。

もう一点は、5ページ、6ページあたりに基本分単価、加算ということで、基本分単価と加算の関係につきましましては、御案内のとおり、基本分単価というものについては全ての施設につきまして一律に行政のほうから支弁されるという仕組みでございます。加算につきましましては、それぞれの加算で想定している一定の政策目的に合致しているかどうかということを要件設定いたしまして、要件に合致している施設については園ごとに支弁するかどうかということによって仕組んでいるということでございます。

特に処遇改善加算ということにつきましましては、5ページに書かれておりますとおり、今、この箱に書いてあります9割以上のほとんどの施設で思念されているわけでございますけれども、実際に保育士の処遇改善がきちんと担保されるように、そこを確認した上で加算がなされるということで、実際に昨年度のプレ調査の実態調査で見えますと、平成24年度から平成27年度にかけて公定価格の中では積み上げて7%程度の改善をしているわけですが、実態調査をしたところ、私立保育所では、この間、13%もの平均的な処遇改善が実現されていることが調査結果上は明らかになっていることを我々のほうでも確認しているということでございます。

私のほうから御回答させていただきます。

無藤会長 ありがとうございます。

ほかにはありますか。お願いします。

異保育課長 厚生労働省保育課長の異でございます。

まず、無償化と32万人の数字の話でございますけれども、32万人の数字につきましましては、子育て安心プランに基づきまして、女性就業率が80%になった場合の受け皿ということでマクロベースで女性就業率と保育の利用率というのがかなり相関関係が高いので、それから出した数字でございます。

加速化プランにつきましましては、25年度から当初は40万人、見直しによりまして50万人、29年4月1日現在では59.3万人、これは企業主導型も含めてですけれども、そういう形で整備を進めるということによって集計したところでございます。

今後、子育て安心プランに基づきまして、当然、これは自治体のほうで潜在的ニーズを含めて需要を見て、それに応じた市町村計画、今後、我々が大事だと思っておりますのは、待機児童解消のために各自治体の保育提供区域ごとの潜在的ニーズの把握も含めた計画どおりの整備ということが必要になってくると思っておりますので、そのあたりは引き続き毎年プランの進捗状況を見て、この32万人の数字を積み上げていく。

当然、そういう意味では積み上げていく数字でございますので、32万人の数字は最終的に変わっていく可能性も十分あるということで考えているところでございます。

それと、認可外保育施設からの各自治体によって、認定こども園とかそういう認可の取り組みは違うというようなことで言われております。これは、子ども・子育て法によりましては、保育の市町村計画が満たせない場合は認可するということになっているわけでございますけれども、規制改革会議等でもそのあたり、自治体の取り組み、市町村の取り組みが違うということが指摘されているところでございまして、そのあたりを現在検討しているところでございます。基本的には市町村の見える化というのが大事だと思っておりますので、そういった取り組みをしていきたいと思っております。

それと、病児保育につきましては、これも前回の子・子会議でお話ししましたけれども、現在、消費税財源と事業主拠出金財源でやられておるところでございますけれども、病児保育につきましては、今、安定的な運営というのが問題になっているところでございまして、そういう補助金の見直しについて来年度予算から取り組んでいきたいと考えているところでございます。

家庭的保育の自園調理につきましては、現在、地方分権の改革の有識者会議の中で議論されているところでございまして、おっしゃるとおり、家庭的保育については個人経営であったり、あるいは、居宅でなされているという特殊性がございますので、そういうことも踏まえて検討することになると思います。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

駒崎委員 済みません、今のお答えで、ということは、32万人はゴールではないのですよね。32万人のニーズは解消しないのですよね。

巽保育課長 今言いましたように、数字というのはマクロベースでつくっておりますので、基本的には今回、総理の発言で34年度末までにつくっても32年度末までに32万人を整備するということになって、今のそもそものやり方というのは、毎年毎年加速化プランというのは市町村でつくっていますので、それを積み上げて、また毎年毎年、その数字を見直していくということになります。

駒崎委員 ですので、マクロベースで考えると377.8万人のニーズがあって、300万人しか解消していないのだったら、80万人近くがニーズとして残るはずですよ。だったら、32万人しか解消しなかったら、よりニーズというのがあるはずなのに、そこに対して何かするのではなくて無償化しようというのは整合性がないのではないかという指摘だったの



ですけれども。

巽保育課長 32万人の数字は、あくまでも各自治体の潜在的ニーズの、先ほども言いましたように、女性就業率80%と保育利用率は相関関係がある。それで出した数字です。

当然、無償化の影響というのは多少あると思いますけれども、それは各自治体で潜在的ニーズがどうなるのかということも踏まえて各自治体で積み上げていく。それを踏まえて、また全国ベースで各自治体の数字、受け皿をつくっていくということになっていきます。

駒崎委員 ちなみに言うておきますけれども、無償化の前に既に88万人の潜在ニーズがあるという計算になっているのですね。だから、無償化したらもっとです。なので、ぜひ計算し直していただきたいと思います。

無藤会長 今の点でちょっと補足的に。

大川委員 別の質問ですけれども、いいですか。

無藤会長 どうぞ。

大川委員 巽課長、病児保育の経営の改善について御配慮いただいてありがとうございます。

もう一つ、病児保育の保育士の待遇に対する改善はどのように考えられていらっしゃるのでしょうか。経営のほうは特別に配慮されているということですが、保育所保育士と病児保育の保育士の格差がかなり出てきているということに関して、厚労省または内閣府の方針を教えてください。

巽保育課長 病児保育の処遇改善についても、我々としてはできるだけ保育所見合いの処遇改善をするべきだとは思っておりますが、そのあたりは今後予算編成で検討していくということになってくると思います。

大川委員 どうもありがとうございます。

あと、西川参事官に質問ですけれども、こういった統計に病児保育の経営とか病児保育の待遇に関して調査されないのはどんな理由からなのでしょう。

西川参事官 我々、これは初めての公式な統計ですので、いろいろな御指摘を踏まえながら、より多角的にしっかり経営の実情が明らかになるように改善してまいりたいと思います。

無藤会長 先ほどのに戻りますが、補足をお願いします。

川又審議官 内閣府の審議官の川又と申します。

多くの委員の方から幼児教育無償化等の大きな話についての御指摘、待機児童の関係も含め、ございました。幼児教育無償化というのは、子ども・子育て支援というスキームの話を超えて、今、政府全体として人づくり革命といったフレームの中で全体のフレーム、消費税財源の使い方も含めて大きなフレームを変えていこうということで、人生100年の構想会議、あるいは、年末までに政策のパッケージを政府全体として取りまとめるという大きなフレームの中で動いているものでございます。

そうした意味で、年末には大まかな財政的なフレームというのはある程度のお示しをさ

れることになると思いますけれども、対象者をどうするとか、そうした制度設計については今後も議論をしていく部分がかなりあるのだろうというふうに思っていますので、そうした意味では、子ども・子育て会議でのいろいろな御議論、あるいは、本日いただきましたさまざまな御意見も政府内で共有させていただいて、今後の議論、今後の具体的な制度設計につなげていきたいと考えております。

また、ロードマップというお話も何人かの委員の先生からございましたけれども、5年後の見直しに向けた検討のスケジュール、ロードマップというものも検討し、早く検討に着手するように事務局としても努力していきたいと思っております。

無藤会長 では、総務課長、どうぞ。

長田総務課長 厚生労働省の子ども家庭局総務課長でございます。

いわゆる新たな経済政策パッケージにつきましては、今後年末に向けて政府・与党の中で議論されていくというふうに思っておりますが、その他の課題につきましてもさまざま御指摘を頂戴したところでございます。

私どもとしてももとより、子育て支援の課題というものが、いわゆる今回策定をされるであろう新たな経済政策パッケージによって全て包括されるということではないと考えておりますので、それらを含めて予算編成全体の中でいろいろ対応していくということだろうと思っております。

具体的に御指摘のございました放課後児童クラブは、量のニーズがさらに増えていくのが明確に見込まれる中で、先ほど中川委員からも御紹介いただきましたけれども、社会保障審議会児童部会の下に設けました放課後児童対策に関する専門委員会でも今後具体化についての議論をまいりまして、また、児童養護の課題も御指摘をいただきましたが、こちらにつきましても8月2日に公表されました社会的養育ビジョンの内容を踏まえて、それをどう実現に向けて対応していくかということに関しまして、これも同じく社会保障審議会児童部会の中に社会的養育専門委員会を立ち上げまして議論しているところでございます。

いずれにしても、子育て支援はさまざまな課題があるということは皆様方と共有しながら、幅広く新たな経済政策パッケージに限らず対応してまいりたいと考えております。

無藤会長 ありがとうございます。

松山大臣がおいでになりました。ここで松山大臣より御挨拶を頂戴いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

松山内閣府特命担当大臣 一億総活躍と少子化対策を担当しております松山政司でございます。

委員の皆様におかれましては、日ごろから子ども・子育て支援に御尽力をいただいておりますこと、心から敬意と感謝を申し上げます。

日本社会を根幹から揺るがしかねない少子化の危機を脱することは待ったなしの課題で

ございます。現役世代の結婚、出産、子育て、これに関する不安を解消していくことが極めて重要でございます。このため、我が国の社会保障制度を全世代型へと大きく転換し、子育て世代、そして、子供たちの未来への投資を拡充することで、少子化を克服するための大胆な政策転換に踏み出してまいります。

待機児童解消に向けては、今年度末までに5年間で目標を大きく上回る59万人の子供たちの預かり先を整備していますが、さらに子育て安心プランに基づきまして、平成32年までに3年間で新たに32万人の預かり先の整備を進めてまいります。質の確保にもしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

また、企業主導型保育事業は、既に2万人分の受け皿を前倒しで確保できる見込みでございます。企業の関心、皆様の関心、ニーズはかなり高い状況でございまして、さらなる活用も含めて取り組んでまいりたいと思っております。

幼児教育・保育の無償化に関しましてですが、平成32年度までに広く国民が利用している3歳から5歳の幼稚園・保育園については全面無償化をいたします。また、0歳から2歳児につきましては、待機児童の解消を進めるとともに、所得の低い世帯については無償化ということにいたします。

これらの人づくり革命につきまして、年内に2兆円規模の大胆な政策パッケージを取りまとめる予定でございます。実行するための安定的な財源につきましては、消費税率引き上げによる増税分の活用や経済界の御協力などによって確保したいと考えておりまして、年末に向けて協議を進めているところでございます。

また、次回以降、平成29年度の幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査の結果をお示ししますので、適切な公定価格の設定等に関しまして、皆様方の御意見を頂戴したいと考えておるところでございます。

今後も、子ども・子育て支援新制度を着実に、また、円滑に実施すべく、委員の皆様方の御意見を賜りながら全力を尽くしてまいりますので、引き続き皆様方の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、御挨拶にかえさせていただきます。

無藤会長 ありがとうございます。

駒崎委員 大臣、幼児教育の無償化ですけれども、待機児童があふれている中で無償化を急ぐ、それに義があるのですか。

松山内閣府特命担当大臣 国内の最大の課題は少子高齢化でありますので、これに対応するために、この数か月議論してまいりましたが、総理を先頭に幼児教育無償化を3歳から5歳の完全無償化と0歳～2歳についてはしっかりと取り組むという方針を打ち出した次第であります。

無藤会長 時間でもございます。大臣もここで御退室ということをお伺いしておりますので、ここで第32回「子ども・子育て会議」を終了させていただきたいと思っております。

今日はどうもありがとうございました。